

亘理町総合発展計画審議会専門部会設置内規

(設置)

第1条 総合発展計画の策定に関し専門的な審議を行うため、亘理町総合発展計画審議会条例（昭和50年亘理町条例第31号）に規定する総合発展計画審議会（以下「審議会」という。）に専門部会を設置する。

(名称及び所掌事務)

第2条 専門部会の名称、所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基盤づくり部会 都市計画、公共交通、施設管理、生活環境、防災・防犯、コミュニティ
- (2) 産業振興部会 農業振興、水産業振興、商工業振興、観光振興、雇用対策
- (3) 教育文化部会 学校教育、生涯学習、芸術・文化、生涯スポーツ
- (4) 健康福祉部会 健康づくり、保健・医療、児童福祉、子育て支援、高齢者福祉障がい者福祉、社会保障

(委員)

第3条 専門部会の委員は、審議会の会長が審議会委員の中から指名する。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、当該専門部会を代表する。
- 4 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会は、部会長が審議会の会長に諮って招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、委員以外の者を会議への出席を認め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 部会長は、会議における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和7年4月11日から施行する。